

(2) 医療機関関係

	質問項目
19	<p>Q . かかりつけ医や病院の医師は、ケアプラン作成のためのサービス担当者会議に参加してもらえるのでしょうか。</p> <p>A . かかりつけ医や病院の医師のご都合を確認した上で、都合が合えば参加してもらえら と言う事になるかと思ひます。 いいともネットで作成している医療連携シートをまずはお使用頂き、確認をとって頂 ければと思ひます。利用者にとって必要な連携を図るため、このシートを作成しまし た。是非とも活用していただければと思ひます。(会議には参加して頂ける場合と、日 時の都合なので参加が難しい場合があります)</p>
20	<p>Q . 介護保険の利用状況について、医療機関では、どのようなことに注意すれば、良い のでしょうか。</p> <p>A . 毎月、医療保険証の確認をされていると思ひますが、その際に同時に介護保険被保険 者証の「要介護状態区分等」、「認定年月日」の欄に記載があるかを確認するようにして ください。また、その患者の介護支援専門員との緊密な連携・連絡が大切である為、 介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所 の名称」の欄で居宅介護支援事業者名を確認するようにしてください。</p>
21	<p>Q . かかりつけ医に連絡をしたいが、いつ連絡してよいかわかりません。</p> <p>A . 堺市医師会ホームページの医療機関検索システムを利用すると、各医療機関の診察 時間の情報が得られます。緊急時以外は、診察時間帯の前後に連絡を入れるようにし ましょう。 なお、アPOINTは医療機関の希望時間帯をお聞きください。</p>
22	<p>Q . 病院勤務医が主治医の場合の連絡の取り方はどうすればよいのでしょうか。</p> <p>A . 病院に相談室が設置されている場合は、相談員に連絡を取り、主治医に連絡を取ら なければならぬ理由を説明し、主治医との調整を依頼します。 相談室が設置されていない場合は、医事課に連絡を入れ、主治医との調整を依頼する ようにします。</p>
23	<p>Q . 利用者の体調に急な変化があり、緊急に主治医に連絡を取りたい場合にはどうすれ ばよいのでしょうか。</p> <p>A . 緊急時の対応が可能か、可能ならその方法を前もってお聞きください。 医療機関に連絡をして、緊急の相談・連絡であることを説明し、医師への取り次ぎを 依頼するようにします。 訪問看護サービスを利用している場合などは、医師以外の医療関係者に連絡・相談す</p>

質問項目	
	<p>ることも検討します。</p>
24	<p>Q . 1 人の利用者が複数の医療機関(例えば整形外科と内科)に通院しているような場合、どちらの医療機関の主治医に介護保険主治医意見書や、施設利用のための健康診断書等の記入依頼をすればよいのか悩みます。</p> <p>A . まずは、利用者本人にどちらの主治医に書類を記入してもらいたいのか、意思確認を行ってください。</p> <p>本人の意思がはっきりしないような場合は、医師に連絡を取り事情を説明し、どちらの医師が書類を記入するのか、医師間で調整してもらおうよう依頼するようにします。</p>